被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請について

岩手県復興局生活再建課

「被災者生活再建支援金」のうち、住宅の被害の程度に応じて支給される「基礎支援金」の申請期間は、平成27年4月10日までとなっています。

まだ「基礎支援金」を申請されていない方は、<u>被災の際に居住していた市町</u>村の窓口へお問い合わせください。

〇 被災者生活再建支援金

災害により、居住していた住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の 被害の程度と、再建方法に応じて支援金が支給されます。

【基礎支援金】

住宅の被害程度に応じて支給されます。

申請期間:平成27年4月10日まで

	全壊等	大規模半壊	
複数世帯	100万円	50万円	
単数世帯	75万円	37.5万円	

※ 全壊等には、半壊又は敷地被害が生じ、やむを得ない事由で解体した 世帯を含みます。

【加算支援金】

住宅の再建方法に応じて支給されます。

申請期間:平成30年4月10日まで

	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

[お問い合わせ先]被災の際に居住していた市町村の窓口